

福岡市障がいを理由とする差別を解消するための条例検討会議
ご意見提出シート（第6回会議 平成29年1月31日（火））

福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会 世話人代表 中原 義隆

意見提出シートは、全文公表し事前配布を、お願いします。

市の検討会の条例原案について

検討会議の総括（全体）、条例の必要性

この原案は、障害者権利条約及び障害者基本法が目指すところと大きくかけ離れるとともに、「障害者差別解消法」の範囲を出ていない条例原案で残念である。

解消法附則においても本法を超える「横出し、上乘せ」を明示しているにも拘らず本市は、権利条約の求めている「他の者との平等」を組み込もうとの熱意は見られない。

また、障害者基本法を前文から欠落させ、「何人も差別してはならない」という基本をことさら狭めた解釈、運用に陥っている。更に「合理的配慮」の概念についても同様であり、後ろ向きの解釈、運用を想定している。

当つくる会の調査報告において対象者の1/3以上が地域での偏見等に苦しんでいる実態が明らかにされた。このことは、条例を制定する基本要素の最大の課題である。

本条例での「事業者・市民」についても、例外なく「何人も差別してはならない」旨を骨格とすることが必須であろう。

相談体制についても憂慮している。条例原案では「障害の特性」に関わる体制が脆弱であり、機能し得ないという危惧を持たざるを得ない。「障害者差別解消法」では既存の相談機関を有効に活用することで是としているが、それでは不十分である。他県では、差別に関する相談を専門に取り扱う組織を設置している。専門性を考慮した場合、このような体制の整備が必要である。

よって条例原案の再考をお願いしたい。